

水道事業会計予算

令和5年度 橋本市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度橋本市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| (1) 給 水 戸 数 | 27,162 戸 |
| (2) 総 給 水 量 | 8,337,703 m ³ |
| (3) 一 日 平 均 給 水 量 | 22,843 m ³ |
| (4) 主 な 建 設 工 事 | |
| (イ) 配水施設建設改良工事 | 193,299 千円 |
| (ロ) 上水道拡張工事 | 2,327,560 千円 |

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	1,869,693 千円
第1項 営業収益	1,468,454 千円
第2項 営業外収益	401,236 千円
第3項 特別利益	3 千円

支 出

第1款 水道事業費用	1,784,382 千円
第1項 営業費用	1,671,631 千円
第2項 営業外費用	106,884 千円
第3項 特別損失	867 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額2,016,341千円は当年度分損益勘定留保資金479,816千円建設改良積立金1,315,618千円で補てんするものとする)。

収 入

第1款 資本的收入	832,590 千円
第1項 国庫支出金	28,235 千円
第2項 負担金	1 千円
第3項 繰入金	18,880 千円
第4項 出資金	628 千円
第5項 補償金	74,243 千円
第6項 受託金	1 千円
第7項 固定資産売却代金	2 千円
第8項 企業債	710,600 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,848,931 千円
第1項 建設改良費	259,101 千円
第2項 拡張費	2,396,925 千円
第3項 企業債償還金	190,369 千円
第4項 国庫補助金返還金	1,536 千円
第5項 予備費	1,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
拡張工事費	710,600千円	証書借入	3.5%以内	借入先の融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る項間の流用。
- (2) 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項拡張費、第3項企業債償還金、第4項国庫補助金返還金に係る項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 188,133 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、66,987千円と定める。

令和5年2月27日 提出

橋本市長 平木哲朗